

令和4年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和4年9月27日（火）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	9月27日 午前9時00分宣告（第4日）			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	三 浦 知 将
	3番	石 原 裕 介	4番	水 野 智 見
	5番	板 倉 浩 幸	6番	黒 川 勝 好
	7番	伊 藤 俊 一	8番	飯 田 雅 広
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	加藤 正人
	政推進策室	室長	黒川 静一		
	総務部	部長	浅野 幸司	総務課長	藤下 真人
	民 生 部	部長	寺西 孝	次長兼 保険医療 課長	不破 生美
		次子長兼 長ども 課長	舘林 久美	住民課長	戸谷 政司
		環境課長	石原 己樹	介護支援 課長	後藤 雅幸
		健康推進 課長	小澤 有加		
	産 業 部 建 設 部	部長	肥尾建一郎	次長兼 まちづくり 推進課長	福谷 光芳
		土木農政 課長	東方 俊樹		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	森 実央		
	上下水道部	次長兼 水道課長	伊藤 和光	下水道 課長	浅井 修
	消防本部	消防長	黒川 康治	次長兼 総務課長	高塚 克己
	教育委員 会事務局	教育長	服部 英生	次長兼 教育課長	鈴木 敬
委員長 及び委員	監査委員	西尾 重義			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事 務 会 局	局 長	小島 昌己	書 記	萩野 み代
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第51号 令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第2 請願第1号 「海翔高校を存続させるための意見書」提出を求める請願書
- 日程第3 議案第40号 表彰について
- 日程第4 議案第41号 蟹江町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第42号 蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第43号 蟹江町消防団設置条例の一部改正について
- 日程第7 議案第46号 令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第47号 令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第48号 令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第49号 令和4年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第50号 令和4年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 認定第1号 令和3年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第2号 令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第3号 令和3年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第4号 令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第5号 令和3年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第6号 令和3年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第7号 令和3年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について
- 日程第19 認定第8号 令和3年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について
- 日程第20 発議第2号 保育所等の4歳児と5歳児の配置基準改善を求める意見書の提出について
- 日程第21 発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について
- 日程第22 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第23 議案第51号 令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）

○議長 佐藤 茂君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和4年第3回蟹江町議会定例会の最終日でございます。どうぞご協力のほど、よろしくお願いいたします。

議員のタブレット及び理事者の皆様のお手元に、発議第2号及び発議第3号の意見書提出議案並びに総務民生常任委員会審査報告書及び防災建設常任委員会審査報告書を配付してありますのでお願いいたします。

議員の皆様をお願いがございます。本日、申請に基づき、出席議員へのタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆様は、傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますよう、よろしくお願いいたします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

また、開会日より新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただきましたこと、改めて感謝申し上げます。

本日も、新型コロナ感染症感染防止のため、議員及び職員の入れ替えの際に、消毒作業のお時間をいただくこととなりますが、円滑な議事進行にご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

○議長 佐藤 茂君

日程第1 議案第51号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

皆様、おはようございます。

それでは、ご提案申し上げます。

議案第51号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）」。

令和4年度蟹江町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,096万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億3,686万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月27日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページのほうをお願いいたします。

歳入の補正でございます。

今回の第6号補正案につきましては、急きょ、国及び県の方針が示されました、価格高騰による緊急支援給付金をはじめとする諸費用を計上させていただくものでございます。

いずれの事業も速やかな事業着手が必要となるため、急きょ本日も審議、採決をお願いするものでございます。

なお、この後、全員協議会にて2つの主要な事業、住民税の非課税世帯等に対する臨時特別給付金及びオミクロン株対応ワクチン接種について、別途詳細を説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

では、歳入補正でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、補正額といたしまして6,897万円でございます。内訳としまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金でございます。

それから、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額といたしまして、1億7,103万4,000円でございます。内訳として、節2種類でございます。

まず、最初、児童福祉費補助金でございます。内訳といたしまして、地方創生臨時交付金保育所等給食費軽減対策支援金が44万円でございます。それから、もう一つ、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金といたしまして、1億7,059万4,000円、さらに内訳2種類ございます。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事務費補助金といたしまして、1,059万4,000円、それから同事業の事業費の補助金としまして、1億6,000万円の補正内容でございます。

それから、3目衛生費国庫補助金、補正額といたしまして2,989万4,000円、内訳としまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金でございます。こちらのほうはオミクロン株対応ワクチンの接種に係る事業費の国庫補助でございます。

それから、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、補正額が88万円でございます。内訳といたしまして、保育所等給食費軽減対策支援金でございます。こちらのほうは今議会の初日に上程議決をいただきました私立幼稚園及び私立認定こども園に対しての給食費の支援金でございます。その実施期間が今回延長されましたことによります県の補正の計上でございます。これは9月末までが来年の3月末まで延長されたところの県の補助でございます。

それから、3目衛生費県補助金、補正額といたしまして、975万1,000円、内訳といたしまして、高齢者インフルエンザ予防接種補助金でございます。これも県の補助分でございます。

それから、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額といたしまして、983万9,000円

の補正でございます。内容といたしましては、前年度繰越金でございます。こちらのほう歳入歳出の差し引きの不足分に充当するものでございます。

最後、21款諸収入、5項3目雑入でございます。補正額として60万円でございます。内訳といたしまして、消防費の雑入というところで、消防団員等公務災害補償共済支出金でございます。こちらのほうは消防団員の公務災害に係るところの療養費の報償費の計上でございます。

以上が歳入の補正でございます。

続きまして、歳出、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出補正でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、6目子育て世帯等臨時特別支援事業費、補正額が1億7,059万4,000円でございます。内訳といたしましては、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業でございます。こちらのほうは住民税の非課税世帯等に対して1世帯当たり5万円を給付し支援する事業でございます。事業費といたしまして、職員手当等時間外勤務手当から補助金の価格高騰緊急支援給付金まで総額1億7,059万4,000円を計上するものでございます。

続きまして、2項児童福祉費、4目保育所費でございます。補正額が132万円でございます。内訳といたしまして、民間保育所運営費保育所等給食費軽減対策支援事業費補助金でございます。こちら先ほど歳入でご説明させていただきましたとおり、給食費の支援期間の延長による追加の補助でございます。給食費1食当たり40円を支援するものでございます。

それから、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費でございます。補正額といたしまして、1億1,845万4,000円でございます。内訳としまして、2事業でございます。

まず、予防接種事業でございます。12、13ページをお願いします。

予防接種事業といたしまして、感染症予防接種医師委託料としまして、1,959万円の補正内容でございます。こちらのほうは高齢者の方を対象にいたしましたインフルエンザの予防接種費用を無償化するための委託料でございます。それから、もう一つの事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業といたしまして、予防接種健康被害調査報償金から接種会場の床の養生工事まで総額9,886万4,000円の補正内容でございます。

それから、最後に8款1項消防費ですね。2目非常備消防費、補正額が60万円でございます。内訳としまして、非常備消防人件費としまして、公務災害補償費としまして60万円の計上でございます。こちらのほうは消防団員が訓練中に負傷したことによりまして、療養費の追加補正をするものでございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩とし、直ちに全員協議会

を開催いたします。今回の全員協議会は本議場にて行います。

それと、西尾代表監査委員の方は申し訳ないですが、一時退席ということでよろしく願いいたします。

(午前9時12分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時37分)

○議長 佐藤 茂君

議案第51号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）」の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

先ほど説明あって、13ページに駐車場の借地料が入っています。また、新たに今回、駐車場、今までみたいに隣を借りるのか奥を借りるのかちょっと分からないですけれども、新たにまたこの駐車場の整備をするということの確認をお願いします。

○健康推進課長 小澤有加君

駐車場の整備についてご質問にお答えいたします。

こちらの借地料は9月30日までの分を1号補正でお願いをしておりましたので、10月1日から3月31日までの分ということで補正で上げさせていただいたのが一つと、あと、新たにではなく、今借りているところを継続で今年度いっぱいということになります。そこをお返しをさせていただくので、その復旧の工事の補正を組ませていただきました。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第51号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

日程第2 請願第1号「「海翔高校を存続させるための意見書」提出を求める請願書」

日程第3 議案第40号「表彰について」

日程第4 議案第41号「蟹江町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」

日程第5 議案第42号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を一括議題といたします。

本案は、総務民生常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 飯田雅広君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○総務民生常任委員長 飯田雅広君

総務民生常任委員会に付託されました4案件につきまして、去る9月8日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、付託案件の審査順序について、最初に総務部に関する議案第40号、第41号、第42号の3案件の審査を行い、最後に請願第1号の審査を行うことといたしました。

最初に、議案第40号「表彰について」を議題としました。

審査に入ったところ、タオルの寄付があるがどのようなものなのか、また、旧統一教会関連からの寄付はあったかという内容の質疑がありました。

これに対し、スポーツタオルのように大きくしっかりとした素材のものを1,100枚、防災用に活用してほしいと寄付をいただいた。旧統一教会関連からの寄付は社会福祉協議会を含めて町に対するものはなかったという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第40号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号「蟹江町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、今回の改正は宣誓書への署名の規定をなくすことだと思うが、消防職員だけが提出するのかわかりづらいため、具体的に説明をしてほしいという内容の質疑がありました。

これに対し、今回の改正は宣誓書について行政職員、消防職員ともに面前で署名するのではなく、提出するものへ改めるものであるという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第41号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、今回の改正により育児休業規則がどのようになるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、育児休業の取得回数制限が緩和される。現行1回までであるが、今回の改正において、原則2回の取得が可能となるという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第42号は全員賛成で可決すべき

ものと決しました。

次に、請願第1号「海翔高校を存続させるための意見書」提出を求める請願書を議題としました。

この請願の紹介議員である黒川勝好議員から、2021年12月22日に愛知県教育委員会により決定された県立高等学校再編将来構想によると、尾張地域において、津島北高校と海翔高校を津島北高校に統合することが示された。海翔高校は創立18年であり、建物の長寿命化工事が昨年終わったばかりで、トイレの洋式化の改修が済み、制服も新しくしたばかりである。令和7年の統合実施までに時間があるので、なぜ統合するのかいま一度考え直していただく時間をいただきたいという内容の趣旨説明を受けました。

その後、質疑に入り、津島北高校に統合された場合、自転車通学をすると蟹江町からどのくらいかかるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、黒川議員から、距離は12キロメートルぐらいであると聞いている。交通手段で費用も変わると思うが、自転車でも通えないことはないという内容の答弁がありました。

次に、海翔高校は海部南部地方で唯一の県立高校である。少人数学級で今まで学校になじめなかった中学生も高校入学後に立ち直ったという話を聞いたが、このことに対する理解はどうかという内容の質疑がありました。

これに対し、黒川議員から、蟹江高校が廃校となり、海南高校に統合され海翔高校となった。人口減少や学生が少なくなることは分かっていたのに、統合から18年間、愛知県教育委員会は何をしてきたのか知りたい。高校の偏差値が下がっていくと地元から進学する生徒が減り、名古屋地区から進学する生徒が増えていく。蟹江高校が廃校となったときと同じことを繰り返し、まして、校舎の改修や制服を新しくしたばかりの海翔高校を、なぜ廃校にしなければならないのか理由が分からないという内容の答弁がありました。

次に、県内に福祉科がある高校は4校しかないが、他の3校はどこにあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、黒川議員から、資料がないため分からないという内容の答弁がありました。

次に、津島北高校に統合された場合、福祉科はどうなるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、黒川議員から、津島北高校に福祉科ができるという内容の答弁がありました。

次に、愛知県の県立高等学校再編将来構想の中のパブリックコメントを見ると、津島北高校を海翔高校に持ってこればいいという意見もある。しかしながら、交通の便を考えると、津島高校への統合がやむを得ないと考えている人もいる。費用対効果や通う人の利便など、廃校になるのはそれなりの理由があり、県がそれを承認したと書いてあった。海部南部には看護科がある私立高校もある。母校がなくなることに対する気持ちは分かるが、大局的に見た場合、わがままなところがあると感じるが、どう思うかという内容の質疑がありました。

これに対し、黒川議員から、地域的に見ると2校あったのがゼロになる、地元にも知らされず、県が勝手に決めて1カ月半で結論を出している。時間は十分にあるので、きちんとした理由が欲しいという内容の答弁がありました。

次に、蟹江町、弥富市、飛島村の海部南部で話が盛り上がってこないのが非常に疑問である。現在、蟹江町から何人通っているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、黒川議員から、地元からは少ないと思う。半分も行っておらず、名古屋市から通学するほうが多いのではないかという内容の答弁がありました。

次に、昨年、耐震工事を終えたとのことだが、海翔高校の校舎は何年に建てられたのかという内容の質疑がありました。

これに対し、黒川議員から、調べてきていないので分からないという内容の答弁がありました。

次に、弥富市は同様の請願を不採択としているが、そのことについてどう考えているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、黒川議員からは、もう一度考え直してもらえないのではないかと考えているという内容の答弁がありました。

次に、普通科の中には環境防災コース、スポーツコース、普通コースがある。感情論ではなく、いろいろな角度から現状を分析し意見をまとめる必要があると考える。どのような学校教育をしているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、黒川議員からは、そうであればもう少し時間が欲しいと考える。細かく分析すれば海翔高校が立ち直ることができる時間があると思ひ請願を出しているという内容の答弁がありました。

次に、最初に出された文面では、福祉の拠点校海翔高校を存続させる会という名前があったが、個人名での請願に変わった。このことについてはどう考えているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、黒川議員から、詳しいことは分からないという内容の答弁がありました。

次に、資料請求をされて請願者が黒川議員宛てに14名分の資料を持ってみえたと聞いているが、それはどうなっているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、黒川議員から、請願者から預かった資料について、議員全員に配るべきものと思っていたが、事務局からこれは紹介議員に対する資料であるため配らなくていいと言われたという内容の答弁がありました。

ここで議会事務局長から、過日行われた請願者から直接議員の皆さんがお話を聞く会において、会に参加された議員から具体的な数字や根拠となるものを見せてもらわないと判断しかねるので、資料を用意してくださいという趣旨の発言があった。本案件は委員会に付託されているため、委員会での質疑に対応するため、その資料の内容を紹介議員が詳しく説明で

きるようにとの発言もあった。請願者から紹介議員宛てに出された資料については、紹介議員である黒川議員が各議員に渡すか渡さないか判断して、自らお渡しいただくよう、議長とともに黒川議員に説明した。現在、議員の皆様へ配信されている資料については、廃校とする側の考えも知りたいという意見の下、公表されている愛知県の資料を基本資料として配信したという内容の説明がありました。

また、議長から、資料については本日の冒頭に紹介議員である黒川議員から配付することになっていたとの説明がありました。

質疑の途中でしたが、委員から、具体的な数字が出ていない、さらにいろいろな角度から海翔高校の現状を把握するために継続審議にすべきであるという意見が出されたため、質疑を打ち切り、賛否を求めたところ、賛成多数で請願第1号は継続審議とすることと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(8番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

以上で委員長報告を終わります。

消毒作業のため、暫時休憩といたします。

(午前9時52分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時53分)

○議長 佐藤 茂君

これより議案ごとに、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第2 請願第1号「海翔高校を存続させるための意見書」提出を求める請願書」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○6番 黒川勝好君

6番 黒川でございます。

今回、これ紹介議員として出させていただきました。請願も議長のお許しを得られて取り上げていただきました。本当に議長には感謝を申し上げます。

先ほど委員長のほうからる説明がございました。最後のほうには資料を出す、出さんということやむやにされ、結果的には継続審議ということになったわけですが、先ほど細かく委員長のほうから説明がありましたので、また言うことでもないですが、もう

一度繰り返させていただきますが、昨年11月8日、県立高等学校再編将来構想が発表されました。2,000件（言い誤り。正しくは200件である。）を超えるパブリックコメントが寄せられたにもかかわらず、十分な検証もされることなく、わずか構想案から1カ月半の12月22日、県教委は海翔高校を津島北高校に統合する決定を下しました。

18年前、当時の蟹江高校は当時の海南高校に統合され海翔高校となりました。あれから18年、県教委はまた同じことをしようとしております。18年間、県教委は海翔高校に対して志願者減少等いろいろございましたけれども、表立って手を打ってきたのでしょうか。廃校にして次はどうするのか、全く計画性のない今回の発表を到底受け入れることはできません。

継続審議ではなく、直ちにはっきりと海翔高校存続ということで、きちっと態度表明をしていただきたいというふうに思いましたので、私はこの継続に対して反対討論とさせていただきます。

○議長 佐藤 茂君

次に、原案に賛成者の方の発言を許します。

○11番 吉田正昭君

11番 新政会 吉田です。

先ほどの委員長報告にもありましたように、紹介議員黒川議員との答弁はほとんどかみ合っておりません。総務民生常任委員会で議論することもできないようなまともな状態ではなかったです。また、なおかつ、先ほど委員長からも報告がありましたように、具体的な数字や根拠となる資料の提出を求めていたにもかかわらず、その資料に対する委員会への提出はありませんでした。よって、先ほど申しましたように、何の議論もできない状態でしたので、委員会としては継続としました。

（「委員会に資料が出ておるじゃないか」の声あり）

ただ、今後も総務民生常任委員会での継続案件として、この件に関して継続審議を望むものです。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

私も今回、継続審議について反対ということで述べさせていただきます。

紹介議員の黒川議員から今回、海翔高校の存続を求める請願が紹介議員として出てきました。今回、先ほど総務民生常任委員会でも継続審議ということが決まっているんですけども、できれば今回、来年度は募集するというで聞いているんですけども、その次どうしていくかということ、もう早急に決めなければいけないんじゃないかということで、せっかくこの機会ですので、ぜひ今議会の場で賛成、反対、賛否を採っていただくほうが一番ベストではないかと私は考えておりますので、反対といたします。

○議長 佐藤 茂君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決いたします。

本案に対する委員長報告は継続審査であります。

請願第1号は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり継続審査とされました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第3 議案第40号「表彰について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、請願第40号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第4 議案第41号「蟹江町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第5 議案第42号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第6 議案第43号「蟹江町消防団設置条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は、防災建設常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(6番議員登壇)

○防災建設常任委員長 黒川勝好君

ただいま防災建設常任委員会に付託されました1案件がございましたので、去る9月8日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第43号「蟹江町消防団設置条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、第10条第1項の改正により、「従事するものとする」から「従事しなければならない」と義務規定となるが、現場での取り扱いはどのようになるのかという内容の質疑がございました。

これに対し、消防団員に対し報酬を支給することになるため、義務や責任があるという解釈である。正職をお持ちの消防団員はそちらを優先して協力できる範囲で協力いただくことに変わりはないという内容の答弁がございました。

次に、出動要請はどのように行っているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、消防団主任と消防団長が協議し、火災の規模に応じどの分団を招集するか判断する。招集は対象の消防団員に一斉メールにより行うという内容の答弁がございました。

次に、従事しなければならないという義務規定になっている。出動できない場合、規律違反と捉えられかねないが整合性はどうかという内容の質疑がございました。

これに対し、国から具体的になぜこのような文言にしたのかは示されていない。一般住民にも初期消火の義務がある。消防団員は報酬等を支給されるので義務が発生するものであるという内容の答弁がございました。

次に消防団振興費交付金はどのような要件で交付されているのかという内容の質疑がございました。

これに対し、分団小屋で使用する日用品や訓練時の飲料水、食事代などに使用しているという内容の答弁がございました。

次に、振興費交付金について、収支状況の報告義務はあるかという内容の質疑がございました。

これに対し、報告義務はないという内容の答弁がございました。

他に若干の質疑がございましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第43号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(6 番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

何かございませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで消防長、消防本部次長兼総務課長、民生部次長兼子ども課長、住民課長、健康推進課長の退席と民生部次長兼保険医療課長、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、環境課長、介護支援課長、土木農政課長の入場を許可いたします。

暫時休憩といたします。

(午前10時06分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時09分)

○議長 佐藤 茂君

日程第7 議案第46号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

歳入歳出にもあるんですけども、11ページの委託料として、初日にちょっと若干説明はあったんですけども、行政手続オンライン化対応業務委託料なんですけれども、1,000万円ついているんですけども、これのもう少し具体的に、多分、マイナンバー交付、マイナポータルを活用しての事業という初日のときに説明で、もう少し詳しくお願いいたします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、板倉議員からの行政手続オンライン化対応業務委託料についてのどういった事業なのかということでご答弁させていただきます。

まず、初めに、今回、この国のDX、デジタルトランスフォーメーション推進計画の重点取り組み事項の一つであります。今回のものにつきましては、子育て関係の15手続きと介護関係の11手続きを、住民の方が申請するときにオンライン化で手続きができるというものの業務の対応委託料となります。

子育て関係の主な手続きとしましては、例えば児童手当等の受給資格であったり、児童手当の額についての認定請求、また、介護関係につきましては、住民の方も特にそうなんですけれども、ケアマネジャーさんが窓口に見える手続きが主な業務なんですけれども、要介護、要支援認定の申請や更新認定、そういったものについてはマイナンバーカードを取得される方については、マイナポータルサイトから必要な手続きをしていただいて、必要事項を入力するだけで申請が可能となるという事業となります。

この事業につきましては、現行の窓口の申請業務は継続となりまして、申請の仕方を選択できるという形になりますので、ネットでご自宅で申請ができる環境を整えるというものになります。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

基本的にマイナンバーカードを普及させるためにオンライン化も進めながらやっていくという事業だと思います。これはマイナンバーカードも来年3月にほぼ全国100%にしようという国も躍起になってやっている事業ですけども、ちょっとここで当初からそうなんですけれども、国の予算とこれは町の持ち出しもありますよね。その辺がいまいち納得できないんです。本来だったら国が進める事業で、国民にみんな持ってくださいとお願いしている状況で、

本来、一般会計からの繰り入れってどうなのかなって当初から思っていたんです。それについて何か町としても仕方がないという考えなのか、ちょっとその辺を再度というかお願いします。

○総務部長 浅野幸司君

財源のご質問でございます。

私のほうからご答弁させていただきます。

今、総務課長からご説明をさせていただきましたように、国のDXの推進計画に基づいて、いろいろ地方公共団体もそれに向かってずっと一緒になって進めていくというところが今回の趣旨でございます。マイナンバーカードを用いた、そういったオンラインの手続きをよりメニューも増やしてご利用される方が利用しやすく拡充するというための今回費用でございます。

今回1,000万円ちょっとの補正予算を計上いたしましたけれども、実際、歳入の予算措置といたしまして、国のデジタル基盤改革支援補助金というので導入費用の約2分の1が国庫から財源として入る予定でございます。

板倉議員ご指摘の、じゃ残り半分は町のほうで持ち出しでということのご質問だと思えますけれども、これは先ほど冒頭に申し上げたように、国と各地方公共団体が一緒になってDX計画を推進していくということが前提でございますので、本蟹江町におきましても、これはやっぱり蟹江町だけ乗り遅れるといかん部分もありますし、利便性、利用者の方がいろんなマイナンバーを用いたそういった諸手続きをご利用しやすくするためには、町としてもこれも何としてもやらざるを得んという観点から、今回予算を計上させていただいたものでございます。

今後も国のDXの推進計画に基づきまして、町としてやれる、利用者がよりご利用しやすくするための環境整備を今後も進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

今説明して反対の立場でちょっと討論いたします。

先ほど説明があって、マイナンバーカードをオンライン化で進めていくという補正予算であります。今回、当初から私も個人番号そのものに情報漏えいから民間とのもうけの種になるということで訴えてきましたので、今回、この事業についてマイナンバーカード、個人番

号そのものに反対ですので、これ以上進める、いまだに半分という状況の下で、カードをつくって利便性がとても見えない状況でもありますので、そのようなことと、あと今回、国のほうも地方交付金、低迷している自治体には交付金やらんぞという脅しのようなことも言ってきています。そんな状況で今、部長からも答弁あった一緒にやっっていこうというのがどうなのかなど。国からそんなことを言われてどうなのかなどということも感じますので、そのような理由で今回の議案第46号については反対といたします。

○議長 佐藤 茂君

次に、賛成者の発言を許可いたします。

○4番 水野智見君

4番 新風 水野です。

私は、令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）について賛成の立場から討論申し上げます。

今回の補正予算は、歳出の補正として住民情報管理事業や都市下水道整備工事に係る予算などが計上され、歳入はこれらの事業の実施に係る国や県の補助金等を各特別会計における前年度の精算に伴う繰入金で計上されています。

この補正予算に計上された事業は、当初予算において見込んだ利用者等の増加や燃料価格の高騰により増額補正で対応する旨や、行政手続きのオンライン化に向けたシステム改修などです。いずれも必要不可欠なものであると考え、本案に賛成いたします。

○議長 佐藤 茂君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

議案第46号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）」について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

それでは、起立多数であります。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

ここで産業建設部次長兼まちづくり推進課長、環境課長、土木農政課長の退席と消防長、教育部次長兼教育課長、下水道課長の入場を許可いたします。

民生部次長兼保険医療課長は席を移動していただきますようよろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

（午前10時19分）

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時30分）

○議長 佐藤 茂君

日程第8 議案第47号「令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第9 議案第48号「令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第10 議案第49号「令和4年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読になっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第11 議案第50号「令和4年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

ここで下水道課長の退席と会計管理者の入場を許可いたします。介護支援課長は席を移動してください。

暫時休憩します。

(午前10時33分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時34分)

○議長 佐藤 茂君

日程第12 認定第1号「令和3年度蟹江町一般会計歳入歳出決算について」を議題といたします。

本案は、去る9月21日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉です。

令和3年度蟹江町一般会計決算に反対する立場で討論させていただきます。

コロナ禍での令和3年度の決算であります。

まず、歳入ですが、昨年も申し上げましたが、この間、社会保障の増額は高齢化社会が進む中で、自然増分を考えれば、この社会保障に使われた額が変わっておりません。コロナ関係で総額140億円の決算であります。昨年につき国・県の増大によるものです。国からの地方創生臨時交付金など、まだまだ国からの配分が必要であると考えます。

コロナ禍の下でも大企業、富裕層への優遇税制の拡大と社会保障制度の改悪、切り捨てを推進し、一層格差社会が拡大している中で物価高騰であります。この格差と貧困を解消するために税金の集め方、使い方を変えなければいけません。

中でも社会保障や子育てによる住民の命と暮らしへの支援が求められています。コロナ禍の下で住民の暮らしをいかに応援するかであり、これら歳入の点から見てでも、国の施策だから仕方がないではなく、住民の暮らしをいかに応援するかであります。このようなことで認めることはできません。

歳出の点でもコロナ支援で高齢者や学生、また、働く女性への支援が少なく、交付金や協力金に偏りが若干あるかと判断いたします。また、コロナ禍での検査キットの配布や総合窓口設置も必要であると考えます。

コロナ対策以外で福祉、医療、子育て分野の拡充が18歳までの医療費無料化は評価できますが、総合的に見てどうかであります。町民の暮らしの応援になっていないと判断し、住民の命と暮らしへの支援を強く要望しまして、一般会計歳入歳出の決算に反対をいたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、次に、原案に賛成者の発言を許します。

○4番 水野智見君

4番 新風 水野です。

私は、令和3年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論申し上げます。

初めに、令和3年度は第5次総合計画のスタート年次です。令和3年度一般会計歳入決算額は対前年度比17.7%の減収となりました。町の自主財源の根幹をなしている町税については、前年度と比較して微減収となったものの、徴収率の増加は町民の納税意識の向上と町職員による滞納対策の成果として評価できると思います。

主要事業としては、新型コロナウイルス感染症対策事業、地方創生臨時交付金を活用し、喫緊の課題に対してきめ細かな対策を講じ、ポストコロナ時代を見据えたまちづくり、また、3歳未満児受け入れ拡大事業については、新たに保育園の整備を行った法人への補助を行い、乳幼児の受け皿を拡大することで子育て支援の充実に努めるなど、若い世代の希望をかなえる事業等を積極的に展開されています。

最後に、令和4年度へ繰り越すこととなった小学校費における施設整備事業については、児童の教育環境の向上につながる重要な事業であり、確実な事業完成を期待しています。

以上、令和3年度の決算は町長を先頭に町職員全員が一丸となって知恵を絞り、健全な行政運営が図られた結果であると評価しております。

今後においては、第5次総合計画に沿ったまちづくりを推進していただくことを強く希望し、決算認定に賛成いたします。

○議長 佐藤 茂君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

認定第1号「令和3年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第13 認定第2号「令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月21日に質疑は終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉です。

令和3年度の蟹江町国民健康保険事業特別会計決算に反対する立場で討論させていただきます。

この国民健康保険会計は、いわゆる平成30年度より愛知県が事業主体となり、一体的に運営されることになったことでの保険税見直しの3回目の決算であります。この決算でも繰越金が1億6,000万円あり、そのような状況でも見直しが行われました。特に、低所得者ほど引き上げ率が高くなってしまいました。そして、国民健康保険支払準備基金が令和3年度末で2億円であり、県単位化になり保険給付の心配がなくなったことで、ここまでの基金は必要ないと考えます。

今後、法定外繰り入れ等の解消や保険料、保険税の県統一化の見直しで、保険税のさらなる増額は妥当ではなく、国民皆保険制度として所得の低い階層が多く加入する国保制度として、国または県に支出金を元に戻すよう要望し、独自の減免制度の拡充を行い、繰越金などを国保税の引き下げに使うべきだと考えます。

よって、令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計決算に反対をさせていただきます。

○議長 佐藤 茂君

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

○3番 石原裕介君

3番 新風の石原です。

賛成の立場から討論申し上げます。

新型コロナウイルスの影響による収入減に対する保険税の減免や傷病手当金の支給を迅速に適切に対応しています。また、コロナ禍においても保険給付費は令和2年度比5,053万円増となり、国民健康保険制度は住民の健康保持増進に貢献するものであります。今後とも給付と負担の公平を図るとともに、収納率の向上に一層努力されるよう要望し、本案に賛成いたします。

○議長 佐藤 茂君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

認定第2号「令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第14 認定第3号「令和3年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月21日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第15 認定第4号「令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月21日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉です。

令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計決算認定に対する反対の立場で討論をさせていただきます。

介護保険制度の第8期の保険料が基準額での第5段階で5,700円の現在の保険料であります。令和3年度で介護保険給付費準備基金では、取り崩し額を3,000万円引いても1億円積み増しをし、令和3年度末で4億2,000万円に到達し、歳入歳出差し引き残額も1億4,000万円繰り越す決算となっており、そもそもこの準備基金自体3年で使い切るのが本来の役割であります。

このような決算の状況から見ても、取り過ぎた保険料であり、被保険者に還元すべきであると考えます。また、高齢者の家庭を直撃し生活を圧迫する介護保険料、サービスを受けようと思うとなかなかサービスが受けられない、高くて利用料を払えない、そんな保険では保険あつての介護なしの状況が続いております。

総合事業についても、給付費抑制目的のサービス低下につながる危険性もまだまだ考えられます。そして、結果、高齢者の重い負担になってきています。

よって、介護保険料の引き下げや利用料の減免を充実させていくことが必要だと考えますので、蟹江町介護保険管理特別会計決算について反対とさせていただきます。

○議長 佐藤 茂君

次に原案に賛成者の発言を許可します。

○11番 吉田正昭君

11番 新政会 吉田です。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

歳入の介護保険料は、前年と比べ約2,539万円、約4.1%の増額となりました。これは第8期介護保険事業計画に基づき、保険料の見直しが行われたことによるものです。

一方で、提供するサービス料や保険給付金、また、被保険者数は増加の一途であり、歳出の保険給付費が対前年度比プラス2.1%、約4,700万円増の約22億7,000万円でした。

ますます進む高齢化社会の中で、今後も引き続き、家族等も含め適切な支援、健全な制度運営を行っていただくことをお願いし、賛成いたします。

○議長 佐藤 茂君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決いたします。

認定第4号「令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

ここで介護支援課長の退席と下水道課長の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時49分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長 佐藤 茂君

日程第16 認定第5号「令和3年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、9月21日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第17 認定第6号「令和3年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月21日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉です。

令和3年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計決算に反対する立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療保険制度は、そもそも制度が発足して以来、75歳という年齢で医療給付や健康診断を扱う年齢的な医療差別制度だとして強く批判してきました。そして、この制度自体2年ごとに保険料の見直しが行われることになっており、基本的に保険加入者が増えれば、ほぼ自動的に保険料を引き上げることになっております。また、軽減措置も廃止をされ、低収入、低所得者にとっては厳しい保険制度になっております。

以上、制度そのものに反対であるため、令和3年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計決算について反対といたします。

○議長 佐藤 茂君

次に、議案に賛成者の発言を許可します。

○4番 水野智見君

4番 新風 水野です。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

後期高齢者医療保険は高齢者の方が安心して医療を受けられるよう、社会全体で支える制度です。コロナ禍において医療への需要は今まで以上に高まっています。今後も高齢者の方が安心して適切な医療を受けることができるよう、愛知県後期高齢者広域連合と連携しながら、健全な保険制度の運営を行うよう一層努力されることを要望し、本案に賛成します。

○議長 佐藤 茂君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決いたします。

認定第6号「令和3年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。したがって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第18 認定第7号「令和3年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月21日に質疑は終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○5番 板倉浩幸君

令和3年度蟹江町水道事業決算認定に反対する立場で討論させていただきます。

水道事業自体全て独立採算制で運営することが基本であります。徴収した水道使用料で8,000万円の純利益を上げ、一方、企業債でいわゆる借金がない状況の決算であります。配水管布設工事については、低金利の今は企業債で事業を進めることを求めたいと思います。

そして、時代に沿った料金体系に努力するならば、格差社会である今こそ水道料金の見直しをするべき、いやできると考えますので、令和3年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定に反対をさせていただきます。

○議長 佐藤 茂君

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○3番 石原裕介君

3番 新風の石原です。

賛成の立場から討論申し上げます。

令和3年度の水道事業におかれましては、建設改良事業では計画的に基幹管路の耐震化並びに老朽管の布設替工事が施工され、安心・安全な水道水の安定供給が図られました。

収益的収支では、経常収支として税込みで1億700万9,000円の純利益となり、資本的収支では3億593万円の不足となり、この不足額は過年度分損益勘定留保資金1,834万5,000円、当年度分損益勘定留保資金9,921万3,000円、過年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,930万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額2,616万2,000円、

建設改良積立金 1億4,290万4,000円をもって補てんされています。今後、水の需要の減少、施設の老朽化、水道事業経営に厳しいものがありますが、将来にわたり安心・安全な水道の供給を推進されることを要望し、本案に賛成いたします。

○議長 佐藤 茂君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

認定第7号「令和3年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。したがって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第19 認定第8号「令和3年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月21日に質疑は終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第20 発議第2号「保育所等の4歳児と5歳児の配置基準改善を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤です。

去る9月14日の議会運営委員会において採択されました意見書の提出について報告を申し上げます。

発議第2号「保育所等の4歳児と5歳児の配置基準改善を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和4年9月27日提出。

提出者、蟹江町議会議員、安藤洋一。

賛成者、同、吉田正昭、同、板倉浩幸、同、山岸美登利、同、石原裕介、同、伊藤俊一、同、飯田雅広。

意見書の案を読み上げます。

保育所等の4歳児と5歳児の配置基準改善を求める意見書（案）。

コロナ禍でも保育施設では、子どもの命と健康を守り、発達を保障するために懸命に保育を続けている。感染対策に気を配りながら保育を行うことで業務量は増している。さらに、保育の営みにおいて、密を避けることは困難であることなどから、職員の精神的、肉体的な負担が大きくなっている。保育所等における密な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚い保育を行うためにも、保育所の施設、職員配置基準の改善が急務と考える。

小学校では、コロナ禍を受けて全学年での少人数学級化（35人学級）が決まり、順次実施がされていく。乳幼児が長時間生活する保育所等においては、4歳児と5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）は制定以来70年以上も改善されていない。合わせて、配置基準のしくみにも小学校と保育所では大きく差がある。例えば小1の学年に36人の児童が入学をする場合、18人の教室を2つ作ることになり、もちろん教員は1人ずつ配置される。

一方、保育所の5歳児クラスに同じく36人の幼児が在籍するとした場合、現行の計算方法では小数点四捨五入という事となっている為、1.2人分の職員配置となってしまう、実質職員1人しか配置できない。小学校のようにクラスを分けることはできない。現行の配置基準では、幼い乳幼児が小学生よりも過密となる逆転現象が起きることになる。

私立保育所の経営団体が各保育所に行ったアンケート結果によると、5歳児クラスとして望ましいと考える配置基準は20対1とする声が61.6%となっている。さらに30人を1人の保育士で園外に連れ出すこともできず、一斉保育をすることも難しいことから、複数担任を求める声は72%に及んでいる。子どもの育ちと安全を守るために、各保育所の自助努力で職員を基準以上に配置している施設も多くあるのが実情である。

コロナ禍で、保育環境の改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、いまこそ国が責任を持って改善を進めることが求められている。

よって、国におかれては必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう強く要望するものである。

1、保育所等の4歳児と5歳児の職員配置基準を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月27日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、衆議院議長、参議院議長。

以上です。

(13番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論はないようですので、討論を終結します。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

(午前11時05分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時06分)

○議長 佐藤 茂君

日程第21 発議第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

飯田雅広君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○8番 飯田雅広君

ご提案申し上げます。

発議第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について」

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和4年9月27日提出。

提出者、蟹江町議会議員、飯田雅広。

賛成者、同、吉田正昭、同、板倉浩幸、同、山岸美登利、同、石原裕介、同、伊藤俊一、同、安藤洋一。

朗読をもって提案に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）。

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちを取り巻く教育課題は依然として解決されていない。

また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなど課題にも直面している。さらに、学習指導要領の改訂に伴い、学習内容や授業時数が増加し、子どもたちや学校現場の負担となっている。本年度、政府予算において小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれた。

しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては不十分なものであると言わざるを得ない。

少人数学級は、地域・保護者からも一人一人の子どもにきめ細やかな対応できるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、全ての子どもたちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月27日、愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（8番議員降壇）

○議長 佐藤 茂君

提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論はないようですので、討論を終結します。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

ここで教育部次長兼教育課長、民生部次長兼保険医療課長、下水道課長、会計管理者の退席と消防次長兼総務課長、民生部次長兼子ども課長、住民課長、健康推進課長の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。

(午前11時12分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時14分)

○議長 佐藤 茂君

日程第22 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第51号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算(第6号)」を、この際、日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第51号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

追加日程第23 議案第51号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

本案は、精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

先ほど全協のほうでも説明がありましたので、ちょっと全協にないことで民間保育所の運営費ということで、物価高での保育所運営費を40円が、初日の日かな、補正予算で9月までを今回3月までに延長します。同じく県の支出金補助も使って、地方創生臨時交付金使ってやるわけなんですけれども、これでこの制度自体すぐじゃなくて、実際に来年3月までということで、6月議会でも学校等の給食費の半額補助を12月までかな、やるんですけれども、その後、この保育所の軽減もやるんです、民間の。やるんですけれども、この点、6月議会のときにも状況を見ながらということのお話がありました。物価高、この10月からもいろんなものが値上がりをしてきます。そういう下で、継続してやるべきだと私も同じように3月まで思うんですけれども、この点についてお願いしたいのと、あと、民間保育所の補助、物価高騰分で40円の補助なんですけど、蟹江町の保育所自体、今でも十分対応ができていいのか。値上げするのはちょっといけないと思うし、十分、今の給食費で賄っていけているのかお願いいたします。

○民生部次長兼子ども課長 舘林久美君

それでは、今の板倉議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、私立の保育所及び認定こども園につきましては、今回の予算計上をさせていただいたところでもって対応させていただくということになると、保護者の増額、保護者への直接の負担というものはないと考えております。

また、施設についても質を落とすことなく安定した給食が賄えるかと思っております。

また、公立保育所につきましては、現在のところ、保護者への増額負担というものをする必要はないと思っております。今の予算のところで質の低下をすることなく、安定した給食が提供できるというふうに判断しております。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

他にございませんでしょうか。

○民生部次長兼子ども課長 舘林久美君

恐らくだと思うんですけれども、学校給食のほうも今回、まず、9月までのところは保護者への負担というものを半額に軽減させていただいて、運営しているところなんですけれども、恐らく10月以降についてどうかということになると、また、ちょっと財政のほうとの調整が必要になってくるのかなと思います。

○総務部長 浅野幸司君

では、学校給食の関係のご質問ですけれども、今の段階ですと2学期中はそういった軽減

措置をしておりますけれども、3学期につきましては、今、教育委員会のほうでいろいろお声を拾っておられるということは聞き及んでおります。財政当局といたしましても、しっかりそこら辺も判断しながら、3学期につきましても前向きに物価高騰に沿った町としての施策として、また、しっかり検討してまいると考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上で終わります。

○議長 佐藤 茂君

他にございませんでしょうか。

(発言する声なし)

それでは、他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論はないようですので、討論を終結します。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

これで本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、令和4年第3回蟹江町議会定例会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午前11時21分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会議長

佐藤 茂

5番 議員

板倉 浩幸

6番 議員

黒川 勝好